



第1章 計画策定の背景

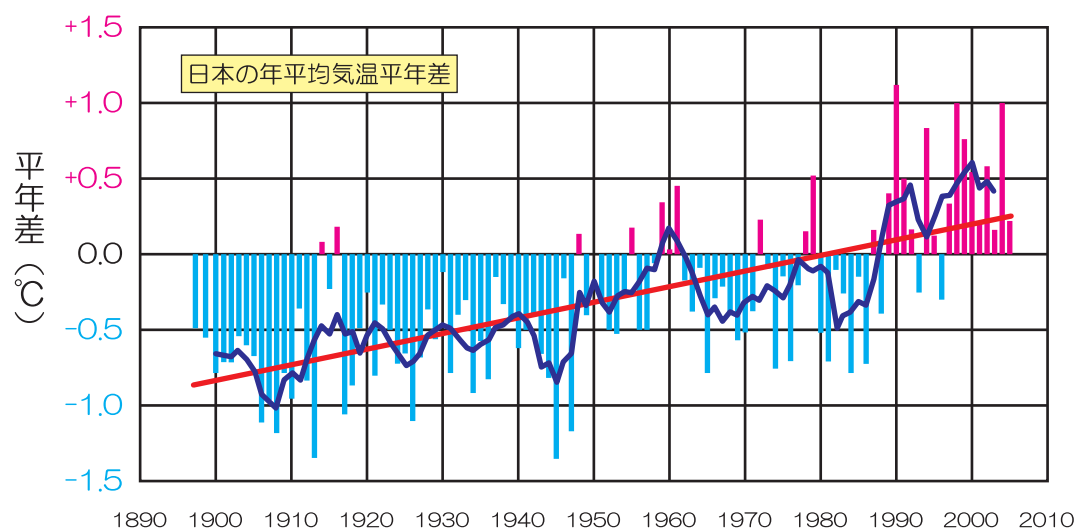
1 地球温暖化に関する影響

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※が2007年（平成19年）に取りまとめた第4次評価報告書によると、地球の平均地上気温は20世紀中に約0.74℃上昇し、それに伴い平均海面水位が17cm上昇し、この要因は人為起源の可能性がかなり高いことも確認されました。世界各地を襲っている豪雨、猛暑や暖冬、大型台風といった異常気象は温暖化とは無縁でなく、今後さらに頻発するようになるといわれています。さらには、北極と南極の海水は減り続け、北極海の晩夏における海水が、21世紀後半にはほぼ消滅するという予測もあります。

また、日本の平均気温は、【図1-1】のとおり、過去100年あたり約1℃上昇したとされています。21世紀末の世界の平均気温は、循環型社会を実現すれば約1.8℃、このまま化石燃料に依存し高度経済成長した場合には約4℃上昇し、海面は26cmから最大で59cm以上上昇すると予測されています。

こうした地球温暖化が進行するのに伴い、人類の生活環境や生物の生息環境に広範で深刻な影響が生じるおそれがあります。このことは、日本にとっても例外でなく、気候の変動が生態系、農業、社会基盤、人の健康などに多大な影響を与えることが予想されます。

【図1-1：日本における年平均気温の経年変化（1898～2005年）】



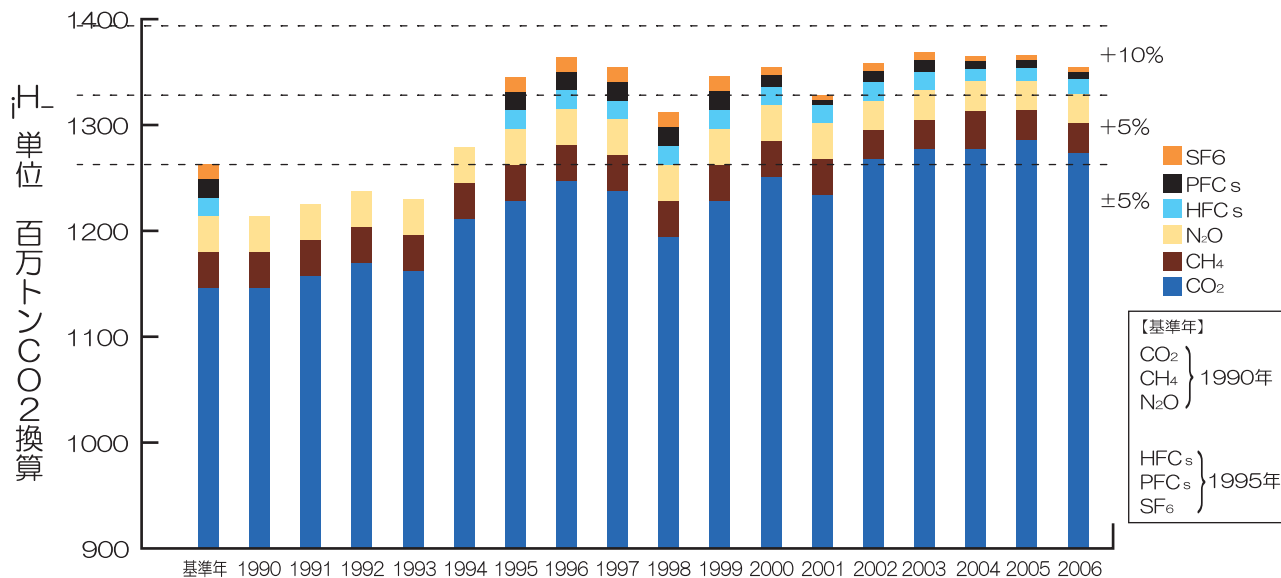
「気象庁気候変動レポート 2005 より抜粋」

棒グラフは、国内17地点での年平均気温の平年差（平年値との差）を平均したものを示す。太線（青）は、平年差の5年移動平均を示し、直線（赤）は平年差の長期的傾向を直線として表示したものである。平年値は1971～2000年の30年平均値。

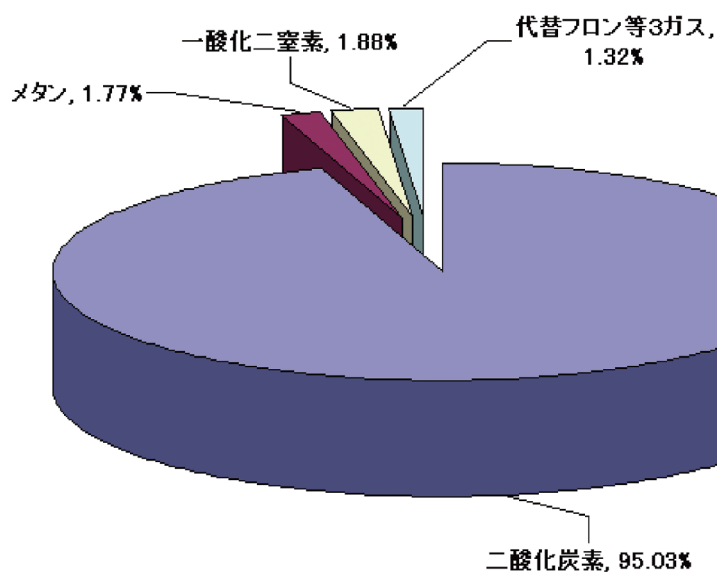
第1章 計画策定の背景

平成19年12月産業構造審議会環境部会の報告によると、【図1-2】の通り、2005年度（平成17年度）の温室効果ガス※総排出量は、13億5,900万t-CO₂となっており、基準年度の総排出量を7.7%上回っています。

【図1-2：我が国の温室効果ガス総排出量の推移】



2005年度の総排出量の物質別比率



2 地球温暖化に対する取組みの経過

地球温暖化問題に対する国際的な動きは、平成4年（1992年）に国連総会において「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼさない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させること」を究極的な目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約※（以下「気候変動枠組条約」という。）が採択され、同年におけるブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）※において、155カ国が署名を行い、平成6年（1994年）3月に条約が発効しました。

その後、平成9年（1997年）に京都で開催された気候変動枠組条約※第3回締約国会議※（COP3）において、先進国の温室効果ガスの削減を義務づけた「京都議定書※」が採択され、平成17年2月16日に発効しました。この京都議定書では、日本については、目標年の平成20年（2008年）から平成24年（2012年）までの第1約束期間に平成2年（1990年・基準年）（ただし、HFC、PFC及びSF6については1995年。）の温室効果ガス排出量と比較して、6%を削減する目標が定められました。

こうしたことを踏まえ、日本では、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を平成10年10月に公布し、平成11年4月に施行しました。さらに、平成17年6月に公布された地球温暖化対策推進法の改正により温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度が設けられ、平成18年4月から施行されています。

3 地球温暖化に対する本区の取組

品川区では、既に1990年（平成2年度）には「品川区における、地球環境問題への取り組み方針」を策定するなど、各種環境施策を実施してきました。

また、平成13年にはISO14001※の認証を取得し、区内の事業者・一消費者として、環境保全に積極的に取り組んできました。さらには、取り組みの一層の推進を図るため、2002年3月（平成14年3月）には、「地球温暖化対策実行計画」としての性格を併せ持つ「品川区環境配慮率実行計画」を策定しました。

2007年度（平成19年度）のISO14001の区長による見直しにおいても、地球温暖化対策など、多様な環境問題に対する指針となるよう環境方針を改定しました。

このような継続的な取り組みを踏まえ、今回の品川区地球温暖化防止対策実行計画（第2次）を策定しました。